

全建労発第50号
令和8年2月4日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅則
〔公印省略〕

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（周知依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省及び国土交通省より、別添のとおり建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について協力依頼の通知がありました。

本通知は、建設業における時間外労働の上限規制の適用及び改正建設業法等の完全施行を踏まえ、持続可能な建設業の実現に向け、適正な工期の確保、建設労働者の処遇改善並びに労働災害防止等について、業界全体での一層の取組を求める内容となっております。

本通知では、自然条件等を考慮した適正な工期設定の重要性や、著しく短い工期による契約の禁止、資材価格の高騰等が生じた場合の工期及び請負代金の変更に係る協議の必要性が示されております。また、技能労働者を中心とした処遇改善の観点から、通常必要と認められる労務費を確保した適正な見積及び契約の締結が求められております。

更に、建設業における労働災害防止の徹底に加え、一人親方を含む個人事業者に対する安全衛生対策や、熱中症の重篤化防止に向けた対応についても、十分な配慮が必要とされております。

つきましては、貴協会におかれましても、本通知の趣旨をご理解いただき、会員企業に対し周知を図っていただくとともに、関係する取組の推進についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）